

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|---|----------------|--------|
| 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項から第 3 項まで | 土地区画整理組合の設立の認可 | 市街地整備課 |

- 1 審査基準は、土地区画整理法第 21 条第 1 項、第 2 項及び土地区画整理事業運用指針（平成 13 年国都市第 381 号）に基づくものとする。
- 2 標準処理期間は、60 日とする。ただし、認可に当たって、農業会議及び土地改良区の意見を聴かなければならない場合は、90 日とする。